

第94号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次の1号を加える。

<p>41 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第12条第1項の規定による特定路外駐車場の設置の届出の受理</p> <p>(2) 法第12条第2項の規定による届出事項の変更の届出の受理</p> <p>(3) 法第12条第3項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令</p> <p>(4) 法第53条第2項の規定による報告の徴収又は立入検査若しくは質問</p>	<p>都市計画区域所在 市町</p>
--	------------------------

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。